鶴岡工業高等専門学校いじめ防止基本方針

平成26年12月15日 制定

1 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、学生に対して、学生と一定の人的関係にある他の学生が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものをいう。

<いじめの態様>

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- わざとぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかる・盗む・壊す・捨てるなどされる。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話 (スマートフォンを含む。) 等で誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

2 いじめの防止等のための基本方針

(1) 基本理念

学校は下記項目の認識の下、あらゆる機会においていじめの未然防止・早期発見につとめ、学生への 道徳教育に取り組まなければならない。

- ・ いじめは、いじめを受けた学生の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることを認識する。
- ・ いじめは、いずれの学生も加害者にも被害者にもなりうること、また、いじめ行為は卑劣で絶対に 許されない行為であることを認識する。
- ・ いじめは、全ての学生が自他の「生命」の尊さと人間としての「生き方」について自覚を持ち、また、友人や教職員との信頼関係を構築することで、問題の発生・深刻化を防止できることを認識する。

(2) いじめの禁止

学生は、いかなる理由があっても「いじめ」を行ってはならない。

(3) 学校及び教職員の責務

学校はいじめの防止等の対策のための組織を設置し、いじめの未然防止、早期発見に努めるとともに、 道徳教育等の充実や相談体制を整備する。また、いじめあるいはいじめと疑われる行為があった場合は、 迅速かつ適切に対処し、対処後は再発防止に努めるものとする。

3 いじめの防止等の対策のための組織

校内におけるいじめの防止や早期発見に関する取り組み、問題発生後の措置の策定・実行は、「鶴岡工業高等専門学校学生委員会」(以下「学生委員会」という。)が主体となってこれを行う。

4 いじめの防止等のための対策

- ・ 全教職員に対して、校長は学生委員会・保健センター等が運営にあたる校内研修会を実施するなどして、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点、または、いじめ問題の重大性を認識させ、学生への指導力の向上を図る。
- ・ 学生に対して、保健センターを中心に「いのちに関する講話」を実施するほか、学級担任等が特別 活動などの時間を利用して、いじめの問題を話題にすることで、いじめ防止の雰囲気を醸成し、合わ せて、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、互いを認め合いながら諸問題を解決す る力とお互いの人格を尊重する態度を身につけさせる。
- ・ 保護者に対して、継続的に鶴岡工業高等専門学校いじめ防止基本方針(以下、学校基本方針という。) や保護者としての心構え・責務などを説明し、理解を得る。
- ・ 学校基本方針による取り組みの状況について、学校は継続的に自己評価や外部評価を行い、その改善に努める。

5 いじめの早期発見のための対策

(1) 基本的な考え方

- ・ いじめは、どの学生にも起こりうる、いずれの学生も被害者にも加害者にもなりうるという認識の下、問題の早期発見と適切な事後対応に全ての教職員が組織的に取り組む。
- ・ いじめは、露見しにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりすること があるため、教職員等が問題を認知できないまま事態が深刻化する場合も多いことを認識し、ささい な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ち、迅速かつ的確な実態把握につとめる。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ・ 学級担任、研究指導、クラブ顧問等の教職員は、担当する学生の生活状況を的確に把握するととも に、日頃から当該学生との信頼関係を構築するよう心がける。
- ・ 学生の「悩みごと」については、全教職員が親身に相談を受ける心構えを持っていること、また、 相談対応を主要業務とする保健センターが、保健室や相談室を窓口として、諸相談を随時受け付けて いることを学生・保護者に周知し、いじめに関する相談が抵抗なくできる体制を整備・維持する。
- 「いじめに関するアンケート」や「こころと体の健康調査」等の質問紙調査を定期的に実施し、いじめの被害者・加害者、あるいは、いじめ行為の認知者となっている可能性がある学生については、調査後に個人面談をするなどして、実態等の把握に努め、迅速かつ適切に対応する。
- ・ 全教職員が、あらゆる機会において継続的に注意深く学生の動向を観察し、ささいと思われることであっても様子の変化に気づいた場合は、学級担任・研究指導・クラブ顧問や学生委員会に報告し、 状況によっては保健センターに相談をするなど、学生の生活状況に関する情報を、校内の適切な範囲において恒常的に共有できる工夫を行う。

6 いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

- ・ いじめは、学生間の複雑な人間関係の中で発生し、多数名の学生が行為に関与している場合が多いこと、また、学校等の対応が遅延すると事態が著しく悪化する可能性があることを認識し、行為の発見や状況の報告を受けていじめを認知することとなった教職員は、特定の関係者の間で問題を抱え込まず、速やかに学生委員会に報告し、いじめに対する組織的対応が速やかに遂行できるよう心がける。
- ・ 学生委員会は、いじめと疑われる行為の報告を受けた後、直ちに実態把握に努め、当該行為がいじめに相当するか否かを判断する。
- ・ 学生委員会は、いじめを認知した場合は、速やかに校長に報告するとともに、校長を中心として、 全教職員、保護者、外部関係諸機関等と連携のうえ、いじめを受けた学生を守るために必要かつ適切 な措置を講じる。

- ・ いじめを行った学生に対しては教育的配慮の下、毅然たる態度で指導を行い、健全な人間関係を育 み、人間として良好な成長を果たすよう継続的に働きかける。
- いじめと言い切れないような行為への対応も、状況によっては、いじめへの対応方針に準じる。

(2) いじめと疑われる行為の発見・通報を受けた時の対応

過度のからかいや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、直ちにその行為を止めさせるとともに、学級担任や学生委員会に報告し、別紙フローチャートに準拠した対応を迅速に行えるよう心がける。

また、学生や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合も同様の対応を行う。

(3) 組織的対応

- ・ 学生委員会は、いじめと疑われる行為の報告を受けた後、速やかに保健センター・当該学年担任団をはじめとする校内諸組織と連携して、行為当事者・関係者からの事情聞き取り、学生への質問紙調査等を実施し、事態の様相や発生の背景、被害・加害の状況およびその深刻性等を把握し、当該行為がいじめに相当するか否かを判断する。
- ・ 学生委員会は、認知したいじめを校長に報告するとともに全教職員と情報を共有し、学校全体で組織的に問題に対処してゆく体制を整える。
- ・ 学生委員会は、全教職員との連携、保護者・外部関係諸機関等からの協力のもと、いじめを受けた 学生を保護し、すべての学生が安心して学校生活を送ることができるような措置、また、いじめを行った学生が、自省し人間として良好な成長を果たすことができるような措置を策定し、継続的に遂行する。

(4) 学生やその保護者への対応・支援

- ① いじめを受けた学生への対応
 - いじめを受けた学生の安全確保と、情報等の不必要な拡散を防止することに最大限配慮する。
 - ・ 事情聞き取り(事実確認)は複数名の教員で行い、話しやすい雰囲気の醸成に努めつつ、正確な 状況把握ができるよう心がける。
 - ・ 事実確認に当たっては、間違った認識や不適切な言動がないよう細心の注意を払うとともに、当 該事実確認によって周囲の学生等が動揺することないよう配慮する。
 - ・ いじめを受けた学生の訴えには、真摯に対応して当該学生との信頼関係を築き、同学生が精神的 苦痛を増加させることがないよう配慮する。
 - ・ 学生委員会は、いじめを受けた学生やその他の学生の生活状況を的確に把握し、保健センター・ 当該学年担任団、保護者や外部関係諸機関等と連携しながら適切と思われる支援を行う。

② いじめを行った学生・関係学生への対応

- ・ 事情聞き取り(事実確認)は複数名の教員で行い、話しやすい雰囲気の醸成に努めつつ、正確な 状況把握ができるよう心がける。
- ・ いじめを受けた学生やその他の学生が、安心して学校生活を送ることができる環境を整えるため にも、学生の個人情報や当該いじめ行為の情報を軽々しく漏洩しないよう指導する。
- ・ いじめの状況に応じて、学生委員会が作成する「特別指導計画」による指導(懲戒処分も含む。) を行うほか、警察等との連携による措置も含め毅然とした対応を行う。
- ・ いじめを行ったことの悪質性と自己の責任を認識し、今後人間として良好な成長を果たすととも に健全な人間関係を育んでいくことができるよう指導する。また、保護者等と連携し、当該指導に よる教育効果について長期継続的に観察する。
- ・ 学生委員会は、いじめを行った学生やいじめに関与した学生の以後の生活状況を的確に把握し、 精神的不安などがみられる場合は、保健センター・当該学年担任団、保護者や外部関係諸機関等と 連携しながら適切と思われる措置を講じる。

③ 保護者への対応

- ・ いじめを認知した場合は、当該行為に関係する学生の保護者に対し、学級担任から速やかに状況 説明を行い、事実関係や事後の対応方針についての共通認識を形成する。また、継続して家庭訪問 を行うなど、長期的に保護者との情報共有や状況確認を行う。
- 保護者からの訴えには真摯に対応し、信頼関係を築くように努める。
- ・ 学校の管理者等は、いじめを受けた学生の保護者に対して、学校として当該学生の安全確保に全力を尽くすことを通達し、不安除去に努める。
- ・ 学生委員会は、当該学年担任団と連携し、いじめを受けた学生の保護者と、いじめを行った学生 の保護者との間で争いが起きることがないよう、両者の関係を適切に仲裁することに努める。

④ 支援・指導体制の構築と再発防止

学生委員会は、保健センター・当該学年担任団あるいは外部関係諸機関等と連携しながら、下記のような支援・指導体制を構築するとともに、いじめの再発防止に取り組む。

- ・ いじめを受けた学生や当該行為によって著しい不安を感じる学生に対して、使用教室や授業・課 外活動等のあり方を柔軟に変更する。
- ・ いじめを受けた学生や当該行為によって動揺を感じる学生、またはその保護者の不安除去のために、保健センターを中心とした学内の相談体制を最大限活用するなど、効果的な措置を講じる。
- ・ いじめを行った学生への指導と、その保護者に対しての助言を継続的に行う。
- 状況に応じ、スクールカウンセラーや、場合によっては外部専門機関からの協力を得る。
- ・ いじめが解消したとみられる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援や指導 を継続的に行う。

(5) 学生への働きかけ

- ・ いじめを見ていた学生に対しても、当該行為を自分の問題として捉えさせる。
- いじめを止める勇気はなくても、当該行為を知らせる勇気を持つよう指導する。
- ・ はやしたてるなど同調していた学生に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを強く指導する。
- ・ 全ての学生に対して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を持ち、互いを尊重し認め合う人間関係を構築できるよう指導を行う。

(6) インターネット等におけるいじめへの対応

- ・ インターネット等 (Twitter や、スマートフォン等のアプリである LINE・comm・カカオトーク などといったものも含む。) において不適切な書き込み等があった場合は、速やかに書き込みを行った者を特定し、直ちに削除する措置をとる。
- ・ 学生の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察に通報し、指示をあおぐ。
- 書き込みを行った者が特定できない場合や、削除をすることができないなどの問題が生じた場合は、必要に応じ、警察や地方法務局等と連携のうえ、必要な対応を取る。
- ・ 学生および保護者、教職員に、不適切なインターネット等の利用の危険性を周知し、効果的な情報モラル教育を継続して行う。

7 重大事態への対処

いじめにより学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、相当の期間(おおむね30日)学校を欠席することとなった場合は、速やかに機構本部への報告を行い、調査の際は必要に応じて指導助言を仰ぐ。また、犯罪に相当する行為に関しては、躊躇することなく警察に通報する。